

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

『建築基準法』、『都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素法」）』に定める認定基準及び『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」）』に基づく省エネルギー性能基準がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正をするもの。

2 改正の内容

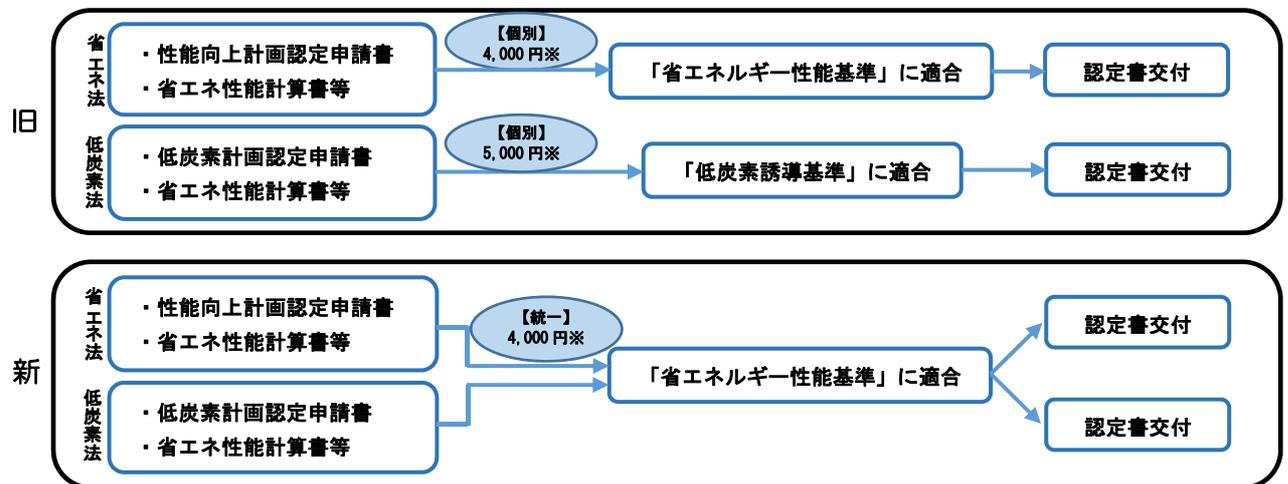
【①建築基準法改正による許可申請手数料等の追加】

主に省エネルギー性能の向上に資するための工事で一定の条件を満たす場合に、容積率、建蔽率、高さ等の制限に対する許可、認定が新設されたことに伴い、対象条項を追加する。

※一例 建築物高さの特例許可手数料 160,000円（新設）

【②低炭素法に定める認定基準の統一化】

これまで「省エネ法」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定と「低炭素法」に基づく低炭素建築物新築等計画認定は、それぞれの法で定める基準に適合することが求められていたところ、「省エネ法」に基づく省エネルギー性能基準に統一されたことから、それぞれの認定手数料の適用範囲及び手数料額を統一する。



※一戸建ての住宅の場合（適合証の添付あり）

【③省エネルギー性能基準の改正】

住宅に係る省エネルギー性能の算定について、計算を不要とする誘導仕様基準が新たに設けられたことに伴い、認定手数料を追加するほか、引用条項等の整合を図るもの。

誘導仕様基準：あらかじめ省エネルギー性能が決められた建材等を組み合わせて使用する場合、計算によらずに省エネルギー性能を有することが確認できる基準

※一例 誘導仕様基準による認定申請手数料 17,000円（新設）
※一戸建ての住宅の場合（適合証の添付なし）

3 施行期日

施行期日 公布の日から

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）新旧対照表

改正案				現行				改正内容
別表				別表				容積率の特例認定追加
4 許可等手数料				4 許可等手数料				
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	
一～十四	(略)	(略)	(略)	一～十四	(略)	(略)	(略)	
十四の二	<u>建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物の容積率の特例認定申請手数料</u>	<u>一件につき 二万七千円</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
十五～十九	(略)	(略)	(略)	十五～十九	(略)	(略)	(略)	
十九の二	<u>建築基準法第五十五条第三項又は第五十八条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例</u>	<u>建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>一件につき 十六万円</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
								高さの特例許可追加

改正案				現行				改正内容
	<u>の許可の申請 に対する審査</u>							引用条項の改正
二十	建築基準法第 <u>五十五条第四 項各号</u> の規定 に基づく建築 物の高さの許 可の申請に対 する審査	建築物の高さ の許可申請手 数料	一件につき 十六万円	二十	建築基準法第 <u>五十五条第三 項各号</u> の規定 に基づく建築 物の高さの許 可の申請に対 する審査	建築物の高さ の許可申請手 数料	一件につき 十六万円	
二十一～ 二十七	(略)	(略)	(略)	二十一～ 二十七	(略)	(略)	(略)	
二十八	建築基準法第 八十六条第二 項の規定に基 づく現に存す る建築物を前 提として総合 的見地からし た設計によっ て <u>建築等をす る建築物の特 例対象規定に よる制限の緩</u>	現に存する建築物を前提として総合的見地 からした設計によって <u>建築等をする建築物</u> の制限の緩和の認定申請手数料		二十八	建築基準法第 八十六条第二 項の規定に基 づく現に存す る建築物を前 提として総合 的見地からし た設計によっ て <u>建築される</u> <u>建築物の特 例対象規定に よる制限の緩</u>	現に存する建築物を前提として総合的見地 からした設計によって <u>建築される</u> 建築物 の制限の緩和の認定申請手数料		字句の整理
		建築物（ <u>建築等をするものに限る</u> 。以 下この項において同じ。）の数が一であ る場合にあつては 七万八千円 二以上である場合にあつては 七万八 千円に一を超える建築物の数に二万八 千円を乗じて得た額を加算した額			建築物（ <u>既存建築物を除く</u> _____。以 下この項において同じ。）の数が一であ る場合にあつては 七万八千円 二以上である場合にあつては 七万八 千円に一を超える建築物の数に二万八 千円を乗じて得た額を加算した額			

改正案				現行				改正内容
	和の認定の申請に対する審査				和の認定の申請に対する審査			字句の整理
二十九	(略)	(略)	(略)	二十九	(略)	(略)	(略)	
三十	建築基準法第八十六条第四項の規定に基づく現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって <u>建築等をする建築物</u> の特例対象規定による制限の緩和の許可の申請に対する審査	現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって <u>建築等をする建築物</u> の制限の緩和の許可申請手数料 建築物（ <u>建築等をするものに限る</u> 。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあつては 二十三万八千円 二以上である場合にあつては 二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額		三十	建築基準法第八十六条第四項の規定に基づく現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって <u>建築される</u> 建築物の特例対象規定による制限の緩和の許可の申請に対する審査	現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって <u>建築される</u> 建築物の制限の緩和の許可申請手数料 建築物（ <u>既存建築物を除く</u> _____。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあつては 二十三万八千円 二以上である場合にあつては 二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額		
三十一	建築基準法第八十六条の二第一項の規定	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料</u>		三十一	建築基準法第八十六条の二第一項の規定	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定申請手数料</u> _____		字句の整理

改正案			現行			改正内容
	に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては 七万八千円 二以上である場合にあっては 七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額		に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の_____認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く_____）。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては 七万八千円 二以上である場合にあっては 七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	
三十二	建築基準法第八十六条の第二第二項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の制限の緩和の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の制限緩和許可申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては 二十三万八千円 二以上である場合にあっては 二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	三十二	建築基準法第八十六条の第二第二項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の_____制限の緩和の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の_____制限緩和許可申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物を除く_____）。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては 二十三万八千円 二以上である場合にあっては 二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	字句の整理

改正案			現行			改正内容
三十三	建築基準法第八十六条の二第三項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては 二十万八千円 二以上である場合にあっては 二十万八千円を一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	三十三	建築基準法第八十六条の二第三項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の 許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の再建築許可申請手数料 建築物（一敷地内許可建築物を除く ）。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては 二十万八千円 二以上である場合にあっては 二十万八千円を一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	字句の整理
三十四～ 三十六の 五の三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
三十六の 六	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三条第一項の規定による低炭素建築	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画認定申請手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 非住宅部分（住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下こ	三十六の 六	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三条第一項の規定による低炭素建築	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画認定申請手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 非住宅部分（住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下こ	

改正案		現行		改正内容
<p>物新築等計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等（一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）並びに共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）及び複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八</p>	<p>の項、三十六の八の項、三十六の十一の項並びに備考第九項及び第十項において同じ。）を有しない建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関であるものに限る。以下同じ。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。）</p>	<p>物新築等計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等（一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）並びに共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）及び住戸等（共同住宅等を含む建築物に係る住戸部分をいう。以下同じ。）をいう。</p>	<p>の項、三十六の八の項、三十六の十一の項並びに備考第九項及び第十項において同じ。）を有しない建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関であるものに限る。以下同じ。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>一戸建ての住宅_____</p>	<p>省エネ性能に関する認定条件が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく『建築物エネ</p>

改正案		現行		改正内容
<p>年／経済産業省／国土交通省／令第一号) 第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。) の住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号) 第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)に 以下同じ。)に限る。)</p>	<p>四千円 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物(住戸の数が一のものを除く。) 八千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 一万八千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万三千円</p>	<p>_____)に限る。)</p>	<p>五千円 住戸の数が五以下の共同住宅等及び住戸等 _____ 九千円 住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等及び住戸等 _____ 一万五千円 住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等及び住戸等 _____ 二万五千円 住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等及び住戸等 _____ 四万二千元 住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等及び住戸等 七万四千元 住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等及び住戸等 十一万七千元 住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等及び住戸等 十四万八千元 住戸の数が三百一以上の共同住</p>	<p>『省令』に統一されたことから、省エネ法に基づく性能向上計画の認定手数料に合わせる。 複合建築物の住宅部分について追加</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第<u>二号イ(1)の基準を用いる場合</u></p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) <u>三万四千元</u></p> <p>住戸の数が<u>四以下</u>の共同住宅等及び複合建築物(住戸の数が一のものを除く。) <u>六万三千元</u></p> <p>住戸の数が<u>五以上十五以下</u>の共同住宅等及び複合建築物 <u>十万五千元</u></p> <p>住戸の数が<u>十六以上四十五以下</u>の共同住宅等及び複合建築物 <u>十七万九千元</u></p> <p>住戸の数が<u>四十六以上</u>の共同住宅等及び複合建築物 <u>二十五万六千元</u></p> <p>(削除)</p>			<p>宅等及び住戸等 <u>十五万八千元</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅</p> <p><u>三万三千元</u></p> <p>住戸の数が<u>五以下</u>の共同住宅等及び住戸等 <u>六万五千元</u></p> <p>住戸の数が<u>六以上十以下</u>の共同住宅等及び住戸等 <u>九万円</u></p> <p>住戸の数が<u>十一以上二十五以下</u>の共同住宅等及び住戸等 <u>十二万七千元</u></p> <p>住戸の数が<u>二十六以上五十以下</u>の共同住宅等及び住戸等 <u>十八万二千元</u></p> <p>住戸の数が<u>五十一以上百以下</u>の共同住宅等及び住戸等 <u>二十六</u></p>	<p>住宅に係る認定基準の省エネ性能の計算方法に「誘導仕様基準」が新設</p> <p>(1)は「性能基準」の場合</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第 二号イ(2)の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 一万七千円 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 二万九千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万千円 住戸の数が十六以上四十五以</p>			<p>万円 住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等及び住戸等 三十五万千円 住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等及び住戸等 四十六万円 住戸の数が三百一以上の共同住宅等及び住戸等 五十四万千円 (新設)</p>	<p>住宅に係る認定基準の省エネ性能の計算方法に「誘導仕様基準」が新設 (2)は「誘導仕様基準」の場合</p>

改正案				現行				改正内容
			<p>下の共同住宅等及び複合建築物 九万四千元</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十四万二千元</p>					
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	三十六の七	(略)	(略)	(略)	
三十六の七	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住	低炭素建築物(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分)新築等計画認定申請手数料	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは <u>八千円</u></p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは <u>一万四千元</u></p> <p>床面積の合計が千平方メートル</p>	三十六の八	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(非住宅部分に限る。)	低炭素建築物(非住宅部分_____)新築等計画認定申請手数料	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以内のときは <u>九千円</u></p> <p>床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは <u>二万五千元</u></p>	<p>複合建築物の非住宅部分を追加</p> <p>省エネ性能に関する認定条件が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく『建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令』に統一されたことから、省エネ法に基づく性能向上計画の認定手数料に合わせる。</p>

改正案		現行		改正内容
<p><u>宅建築物をいう。以下同じ。）</u> <u>及び複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）に限る。）</u></p>	<p><u>以上二千平方メートル未満のときは 二万四千元</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上 <u>五千平方メートル未満</u>のときは <u>七万三千元</u> 床面積の合計が五千平方メートル以上 <u>一万平方メートル未満</u>のときは <u>十一万六千元</u> 床面積の合計が一万平方メートル以上 <u>二万五千平方メートル未満</u>のときは <u>十四万六千元</u> 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは <u>十八万三千元</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 <u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</u> 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは <u>二十万七千元</u></p>			
			<p>床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは <u>七万四千元</u> 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは <u>十一万七千元</u> 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のときは <u>十四万八千元</u> 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるときは <u>十八万五千元</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以内のときは <u>二十二万四千元</u></p>	

改正案			現行			改正内容
		<p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは <u>二十六万円</u></p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは <u>三十三万六千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは <u>四十八万円</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは <u>五十九万千円</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは <u>六十九万九千円</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは <u>七十九万七千円</u></p> <p><u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</u></p> <p><u>床面積の合計が三百平方メー</u></p>			<p>床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは <u>三十五万五千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは <u>五十万五千円</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは <u>六十一万八千円</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のときは <u>七十二万九千円</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるときは <u>八十三万三千円</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

改正案			現行			改正内容
		<p><u>トル未満のときは 七万九千円</u></p> <p><u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</u></p> <p><u>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</u></p> <p><u>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</u></p> <p><u>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</u></p> <p><u>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</u></p> <p><u>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</u></p>				
三十六の八	都市の低炭素化の促進に関	低炭素建築物（複合建築物）新築等計画認定申請手数料	(新設)	(新設)	(新設)	

改正案		現行		改正内容	
	<p>する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(複合建築物に限る。)</p>	<p>認定申請一件につき、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>イ 複合建築物の住宅部分 三十六の六の項に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分 前項に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p>	<p>(新設)</p>	<p>複合建築物の認定に係る規定を新設(現行別表備考で規定)</p>	
三十六の九	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅等に限る。)</p>	<p>低炭素建築物(一戸建ての住宅等)新築等計画変更認定申請手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 一戸建ての住宅及び複合建築物</p>	<p>三十六の九</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅等に限る。)</p>	<p>低炭素建築物(一戸建ての住宅等)新築等計画変更認定申請手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 一戸建ての住宅_____</p>	<p>省エネ性能に関する</p>

改正案			現行			改正内容
		<p><u>(住戸の数が一のものに限る。)</u> <u>二千元</u> 住戸の数が<u>四以下</u>の共同住宅等 及び複合建築物（住戸の数が一の ものを除く。） <u>四千元</u> 住戸の数が<u>五以上十五以下</u>の共 同住宅等及び複合建築物 <u>九千 円</u> 住戸の数が<u>十六以上四十五以下</u> の共同住宅等及び複合建築物 <u>二万円</u> 住戸の数が<u>四十六以上</u> の共同住宅等及び複合建築物 <u>三万六千元</u></p>			<p><u>三千元</u> 住戸の数が<u>五以下</u>の共同住宅等 <u>五千元</u> 住戸の数が<u>六以上十以下</u>の共同 住宅等及び住戸等 <u>八千 円</u> 住戸の数が<u>十一以上二十五以下</u> の共同住宅等及び住戸等 <u>一万三千元</u> 住戸の数が<u>二十六以上五十以下</u> の共同住宅等及び住戸等 <u>二万円</u> 住戸の数が<u>五十一以上百以下</u>の 共同住宅等及び住戸等 <u>三万七 千円</u> 住戸の数が<u>百一以上二百以下</u>の 共同住宅等及び住戸等 <u>五万九 千円</u> 住戸の数が<u>二百一以上三百以下</u> の共同住宅等及び住戸等 <u>七万 四千元</u></p>	<p>認定条件が「建築物の エネルギー消費性能 の向上に関する法律」 に基づく『建築物エネ ルギー消費性能基準等を 定める省令』に統一さ れたことから、省エネ 法に基づく性能向上 計画の認定手数料に 合わせる。</p>

改正案		現行		改正内容
	<p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第</u> <u>二号イ(1)の基準を用いる場合</u> <u>一戸建ての住宅及び複合建築物</u> <u>(住戸の数が一のものに限</u> <u>る。)</u> <u>一万七千円</u></p> <p>住戸の数が<u>四以下</u>の共同住宅 等及び複合建築物(住戸の数が <u>一のものを除く。)</u> <u>三万千円</u></p> <p>住戸の数が<u>五以上十五以下</u>の 共同住宅等及び<u>複合建築物</u> <u>五万二千円</u></p> <p>住戸の数が<u>十六以上四十五以</u> <u>下</u>の共同住宅等及び<u>複合建築</u> <u>物</u> <u>八万九千円</u></p> <p>住戸の数が<u>四十六以上</u> の共同住宅等及び<u>複合建築物</u> <u>十二万八千円</u></p>		<p><u>住戸の数が三百一以上の共同住</u> <u>宅等及び住戸等</u> <u>七万九千円</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅_____</p> <p>_____</p> <p><u>一万七千円</u></p> <p>住戸の数が<u>五以下</u>の共同住宅等 及び<u>住戸等</u> _____ <u>三万三千円</u></p> <p>住戸の数が<u>六以上十以下</u>の 共同住宅等及び<u>住戸等</u> <u>四万五千円</u></p> <p>住戸の数が<u>十一以上二十五以下</u> _____の共同住宅等及び<u>住戸等</u> _____ <u>六万四千円</u></p> <p>住戸の数が<u>二十六以上五十以下</u> の共同住宅等及び<u>住戸等</u> <u>九万千円</u></p> <p><u>住戸の数が五十一以上百以下の</u> <u>共同住宅等及び住戸等</u> <u>十三万</u></p>	<p>住宅に係る認定基準 の省エネ性能の計算 方法に「誘導仕様基 準」が新設 (1)は「性能基準」の場 合</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第 二号イ(2)の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築物 (住戸の数が一のものに限 る。) 八千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅 等及び複合建築物(住戸の数が 一のものを除く。) 一万四千 円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の 共同住宅等及び複合建築物 二万五千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以</p>			<p>円</p> <p>住戸の数が百一以上二百以下の 共同住宅等及び住戸等 十七万 六千円</p> <p>住戸の数が二百一以上三百以下 の共同住宅等及び住戸等 二十 三万円</p> <p>住戸の数が三百一以上の共同住 宅等及び住戸等 二十七万円</p>	<p>住宅に係る認定基準 の省エネ性能の計算 方法に「誘導仕様基 準」が新設 (2)は「誘導仕様基準」 の場合</p>

改正案				現行				改正内容
			<p>下の共同住宅等及び複合建築物 四万七千円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万千円</p>					
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	三十六の十	(略)	(略)	(略)	
三十六の十	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に限る。)	低炭素建築物(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分)新築等計画変更認定申請手数料		三十六の十一	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(非住宅部分に限る。)	低炭素建築物(非住宅部分)新築等計画変更認定申請手数料		複合建築物の非住宅部分を追加
		<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 四千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 七千円</p>	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以内のときは 五千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは 一万三千円</p>			省エネ性能に関する		

改正案			現行			改正内容
		<p><u>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 一万二千元</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のときは <u>三万六千元</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のときは <u>五万八千元</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のときは <u>七万三千元</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは <u>九万千元</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p><u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</u></p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは <u>十万三千</u></p>			<p>床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは <u>三万七千元</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは <u>五万九千元</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のときは <u>七万四千元</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるときは <u>九万三千元</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以内のときは <u>十一万二千元</u></p>	<p>認定条件が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく『建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令』に統一されたことから、省エネ法に基づく性能向上計画の認定手数料に合わせる。</p>

改正案		現行		改正内容
	<p><u>円</u></p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは <u>十三万円</u></p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは <u>十六万八千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは <u>二十四万円</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは <u>二十九万五千円</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは <u>三十四万九千円</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは <u>三十九万八千円</u></p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第</p>		<p>床面積の合計が<u>三百平方メートルを超え二千平方メートル以内</u>のときは <u>十七万八千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは <u>二十五万三千円</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは <u>三十万九千円</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のときは <u>三十六万五千円</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるときは <u>四十一万七千円</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

改正案			現行				改正内容
		<p><u>一号イ(2)の基準を用いる場合</u> <u>床面積の合計が三百平方メー</u> <u>トル未満のときは 三万九千</u> <u>円</u> <u>床面積の合計が三百平方メー</u> <u>トル以上千平方メートル未満</u> <u>のときは 五万円</u> <u>床面積の合計が千平方メー</u> <u>トル以上二千平方メートル未満</u> <u>のときは 六万六千円</u> <u>床面積の合計が二千平方メー</u> <u>トル以上五千平方メートル未</u> <u>満のときは 十万七千円</u> <u>床面積の合計が五千平方メー</u> <u>トル以上一万平方メートル未</u> <u>満のときは 十四万円</u> <u>床面積の合計が一万平方メー</u> <u>トル以上二万五千平方メー</u> <u>トル未満のときは 十六万九千</u> <u>円</u> <u>床面積の合計が二万五千平方</u> <u>メートル以上のときは 十九</u> <u>万八千円</u></p>					

改正案			現行			改正内容
三十六の十一	都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(複合建築物に限る。)	<p>低炭素建築物(複合建築物)新築等計画変更認定申請手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>イ 複合建築物の住宅部分 三十六の九の項に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分 前項に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p>	(新設)	(新設)	(新設)	複合建築物の認定に係る規定を新設(現行別表備考で規定)
				(新設)		
三十六の十一の二	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律_____第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく建築	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請(工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物)手数料</p> <p>一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。)の面積の区分に応じそれぞれに定</p>	三十六の十一の二	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく建築	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請(工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物)手数料	
					一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。)の面積の区分に応じそれぞれに定	

改正案		現行		改正内容
物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。)	<p>める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令_____第_____条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が千平方メートル未満のときは 二十六万円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p>	物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。)	<p>める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年/経済産業省/国土交通省/令第一号) 第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が千平方メートル未満のときは 二十六万円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p>	字句の整理

改正案				現行				改正内容
		ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合 床面積の合計が千平方メートル未満のときは 十万千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円				ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合 床面積の合計が千平方メートル未満のときは 十万千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円		
三十六の十一の三～三十六の十一の	(略)	(略)	(略)	三十六の十一の三～三十六の十一の	(略)	(略)	(略)	

改正案		現行		改正内容
	<p><u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合</u> 住戸の数が四戸以下 六万三千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円 住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千円</p> <p><u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)の基準を用いる場合</u> <u>住戸の数が四戸以下 二万九千円</u> <u>住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万五千円</u> <u>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円</u> <u>住戸の数が四十六戸以上 十四万二千円</u></p>		<p>住戸の数が四戸以下 六万三千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千円</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1)は「性能基準」の場合 (2)は「誘導仕様基準」の場合</p>

改正案			現行			改正内容
三十六の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 一万四千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千円	三十六の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。))に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(非住宅建築物)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 一万四千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千円	複合建築物の非住宅部分について追加

改正案			現行			改正内容
		<p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の</p>			<p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の</p>	

改正案			現行			改正内容
		<p>ときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の</p>			<p>ときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の</p>	

改正案			現行			改正内容
		ときは 二十一万五千元 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千元 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千元 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千元			ときは 二十一万五千元 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千元 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千元 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千元	
三十六の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(複合建築物)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(複合建築物)手数料 認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 _____ _____ _____ _____ _____	三十六の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(複合建築物)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(複合建築物)手数料 認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 <u>複合建築物の住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)</u> について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場	字句の整理

改正案			現行			改正内容
		<p>_____ 三十六の十二の項及び三十六の十三の項に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分</p> <p>_____ 前項に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>_____に限る。)</p>		<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。)に限る。)</p>	<p>合は共同住宅等とみなして三十六の十二の項及び三十六の十三の項に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分</p> <p>複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして前項に掲げる区分に応じて定める額</p>	
(削除)	(削除)	(削除)	三十六の十六	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(建築物の一部に限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(建築物の一部)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 住戸の部分</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認められた場合</p> <p>四千元に一の建築物に係る住戸</p>	建築物の一部の認定廃止
		(削除)				

改正案				現行				改正内容
						<p>について認定を受けようとする 住戸の数を乗じて得た額</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 三万四千円に一の建築物に係る 住戸について認定を受けようと する住戸の数を乗じて得た額</p> <p>ロ 非住宅部分 一の建築物に係る非住宅部分につい て非住宅建築物とみなして三十六の 十四の項に掲げる区分に応じて定め る額</p>		
三十六の 十六	(略)	(略)	(略)	三十六の 十七	(略)	(略)	(略)	
三十六の 十七	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（一戸建ての住宅）手数料	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に</p>	三十六の 十八	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（一戸建ての住宅）手数料	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に</p>	

改正案			現行			改正内容
	認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）	<p>適合すると認めた場合 四千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(1)</u>の基準を用いる場合 三万四千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(2)</u>又は(3)の基準を用いる場合 一万七千円</p>		認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）	<p>適合すると認めた場合 四千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(1) (i)</u>の基準を用いる場合 三万四千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(2) (i)</u>又は(3)の基準を用いる場合 一万七千円</p>	<p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p>
<u>三十六の十八</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（共同住宅等に限	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（共同住宅等）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 八千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一</p>	<u>三十六の十九</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（共同住宅等に限	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（共同住宅等）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 八千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一</p>	

改正案		現行		改正内容
る。)	<p>万八千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(1)</u>の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 六万三千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千元</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(2)</u>又は(3)の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 二万九千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下</p>	る。)	<p>万八千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(1) (i) 又は (ii)</u>の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 六万三千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千元</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第一条第一項第二号イ(2) (ii)</u>又は(3)の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 二万九千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下</p>	<p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p>

改正案				現行				改正内容
			五万千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円 住戸の数が四十六戸以上 十四万二千円				五万千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円 住戸の数が四十六戸以上 十四万二千円	
<u>三十六の十九</u>	(略)	(略)	(略)	<u>三十六の二十</u>	(略)	(略)	(略)	
<u>三十六の二十</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(複合建築物に限る。)	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請(複合建築物)手数料	認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場合は共同住宅等とみなして <u>三十六の十七の項及び三十六の十八の項</u> に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして <u>三十六の十九の項</u> に掲げる区分に応じて定める額	<u>三十六の二十一</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(複合建築物に限る。)	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請(複合建築物)手数料	認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場合は共同住宅等とみなして <u>三十六の十八の項及び三十六の十九の項</u> に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして <u>三十六の二十の項</u> に掲げる区分に応じて定める額	
三十七～	(略)	(略)	(略)	三十七～	(略)	(略)	(略)	

改正案				現行				改正内容
八十六				八十六				
備考 1～8 (略)				備考 1～8 (略)				
9 削除				<p><u>9 一の共同住宅等又は共同住宅等を含む建築物の全体について都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請が行われる場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、住戸部分、共用部分及び非住宅部分に応じて4許可等手数料の表三十六の六の項から三十六の八の項までの規定により算定した額を合算した額とする。ただし、一の共同住宅等又は共同住宅等を含む建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、4許可等手数料の表三十六の六の項及び三十六の八の項の規定により算定した額を合算した額とする。</u></p>				複合建築物について 別表4 36の8
10 削除				<p><u>10 一の共同住宅等又は共同住宅等を含む建築物の全体について都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が行われる場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸部分、共用部分及び非住宅部分に応じて4許可等手数料の表三十六の九の項から三十六の十一の項までの規定により算定した額を合算した額とする。ただし、一の共同住宅等又は共同住宅等を含む建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、4許可等手数料の表三十六の九の項及び三十六の十一の項の規定により算定した額を合算した額とする。</u></p>				複合建築物について 別表4 36の11
9 (略)				11 (略)				

改正案	現行	改正内容
<p><u>10</u> 一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者、同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、<u>三十六の十六の項、三十六の十八の項及び三十六の二十の項</u>の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については<u>同表三十六の十六の項</u>、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については<u>同表三十六の十八の項及び三十六の二十の項</u>の規定により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については<u>同表三十六の十六の項</u>、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については<u>同表三十六の十八の項及び三十六の二十の項</u>の規定について、次の表の上欄に掲げる</p>	<p><u>12</u> 一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者、同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、<u>三十六の十七の項、三十六の十九の項及び三十六の二十一の項</u>の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については<u>同表三十六の十七の項</u>、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については<u>同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項</u>の規定により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については<u>同表三十六の十七の項</u>、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については<u>同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項</u>の規定について、次の表の上欄に掲げる</p>	

改正案			現行			改正内容
規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額			規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額			
4 許可等手数 料の表三十六 の十三の項	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の区分	4 許可等手数 料の表三十六 の十三の項	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の区分	
	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満		住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満	
	住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満		住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満	
	住戸の数が十六戸以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満		住戸の数が十六戸以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満	
	住戸の数が四十戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上		住戸の数が四十戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上	
4 許可等手数 料の表三十六 の十五の項	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	4 許可等手数 料の表三十六 の十五の項	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	
	三十六の十三の項	この表の備考第十項において読み替えられた三十六の十三の項		三十六の十三の項	この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十三の項	
4 許可等手数 料の表三十六	三十六の十二の項から前項まで	三十六の十二の項から前項まで（三十六の十三の項及び前項の規定が適用される場	4 許可等手数 料の表三十六	三十六の十二の項から前項まで	三十六の十二の項から前項まで（三十六の十三の項及び三十六の十五の項の規定が適用される場	

改正案			現行			改正内容
の十六の項		合にあつては、この表の備考第十項において読み替えられた三十六の十三の項及び前項	の十七の項		合にあつては、この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十三の項及び三十六の十五の項)	
4 許可等手数	住戸の区分	単位住戸の区分	4 許可等手数	住戸の区分	単位住戸の区分	
料の表三十六の十八の項	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満	料の表三十六の十九の項	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満	
	住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満		住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満	
	住戸の数が十六戸以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満		住戸の数が十六戸以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満	
	住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上		住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上	
4 許可等手数	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	4 許可等手数	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	
料の表三十六の二十の項	三十六の十八の項	この表の備考第十項において読み替えられた	料の表三十六の二十一の項	三十六の十九の項	この表の備考第十二項において読み替えられた	
	項	三十六の十八の項		項	三十六の十九の項	
1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、			1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、			

改正案	現行	改正内容
<p>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から<u>三十六の十五の項</u>まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、申請建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から<u>三十六の十五の項</u>まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p><u>12</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十一項）</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。）の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表<u>三十六の十六の項（第十一項）</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物の</p>	<p>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から<u>三十六の十六の項</u>まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、申請建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から<u>三十六の十六の項</u>まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p><u>14</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>4許可等手数料の表三十六の十七の項（第十三項）</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。）の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表<u>三十六の十七の項（第十三項）</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物の</p>	

改正案	現行	改正内容
<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から<u>三十六の十五の項</u>まで（<u>第十一項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの<u>同表三十六の十六の項</u>（<u>第十一項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p><u>13</u> （略）</p> <p><u>14</u> 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表<u>三十六の十六の項</u>の規定を適用する。</p> <p><u>15</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から<u>三十六の十六の項</u>までに定める額（<u>第十二項</u>及び<u>第十三項</u>に定める場合</p>	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から<u>三十六の十六の項</u>まで（<u>第十三項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの<u>同表三十六の十七の項</u>（<u>第十三項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p><u>15</u> （略）</p> <p><u>16</u> 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表<u>三十六の十七の項</u>の規定を適用する。</p> <p><u>17</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から<u>三十六の十七の項</u>までに定める額（<u>第十四項</u>及び<u>第十五項</u>に定める場合</p>	

改正案	現行	改正内容
<p>にあつては、<u>第十二項及び第十三項</u>に定める額) に、当該審査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。</p>	<p>にあつては、<u>第十四項及び第十五項</u>に定める額) に、当該審査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。</p>	